

広告募集案内【企画提案募集】 (施設広告掲出仕様書)

横浜市立図書館に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	横浜市立図書館館内での広告事業
内 容	横浜市立図書館 18 館において、各館最大 1 m ² 程度のスペースを提供します。 床に設置可能なものを企画し、提案してください。広告を活用し、図書館の運営経費の削減・その他行政サービス向上に繋がる企画を募集します。 ただし、音を発する等、図書館運営に支障をきたすもの、電源を使用するものは設置できません。 屋外広告物には該当しません。
施設所在地 (場所)	横浜市立図書館各図書館 (別紙 1 を参照してください。)
施設の利用者数・利用者層	令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度の入館者数はそれぞれ 18 館合計で約 663 万人、639 万人、598 万人となっており、世代問わず多くの市民の方が利用しています。 (各図書館の入館者は別紙 1 を参照してください。)
広告設置場所	横浜市立図書館 18 館 (別紙 2 を参照してください。) ※全館分の設置スペースを一括して購入していただきますが、設置館は任意に選ぶことができます。設置館に変更がある場合には、設置を希望する前月の 1 日までにお知らせください。
広告掲出可能スペース	設置床面積：1m×0.5m程度、高さ：1.5m程度
広告掲出期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (3 年間) ※1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 (下記「広告掲出にあたっての留意点」参照)
予定価格	公表しません。

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 6 年 11 月 29 日 (金) ～令和 6 年 12 月 20 日 (金)
提案内容評価	令和 6 年 12 月下旬
選定結果通知	令和 6 年 12 月下旬

■申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和 6 年 12 月 20 日 (金) 午後 5 時までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又は F A X 等でご提出ください。
広告企画書記載事項	(1) 広告媒体の企画 (2) 市に支払う広告料 (年額) (税抜で記載すること) (3) 掲出期間における収支計画 (4) 広告媒体の材質、規格、施工方法の安全性 (5) 広告媒体の運営・維持管理方法

	(6) 地域活性化への貢献（広告枠について） (7) 設置実績【客観評価】 (8) その他行政サービスの向上等につながる提案
--	--

■選定手続

評価項目・評価基準	(1) 広告事業の企画内容が現実的で、市民・図書館利用者にとって有益で、公共施設に相応しい提案であるか。 (2) 市にとって十分な財源確保効果があるか。 (3) 掲出期間において根拠が明確な資金計画であるか、本事業により申込者が得る収益が適当であるか。 (4) 掲出期間中、地震等が発生しても来館者に影響が生じないよう破損や倒壊のおそれがない構造となっており、安全性が担保されているか。 (5) 掲出期間中、定期的な保守を実施し、フォローや問い合わせ対応が行える体制が整えられているか。また、緊急時（広告設置物の破損、倒壊、又はそのおそれがある場合）にどのように対応するか。 (6) 広告枠を、区内事業者または隣接区を含む市内事業者からより多く選定する方針となっているか。 (7) 過去3年間の自治体向け類似広告事業の実績数がどれだけあるか。 (8) その他本市の行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案がなされているか。
評価方法	○横浜市立図書館に設置する横浜市立図書館広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。 ○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。 ※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。 ※評価の結果同点となった場合は、横浜市立図書館広告事業選考会の会長が決定します。

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。 ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 ・神奈川県青少年保護育成条例に抵触する内容の広告 ・特定の図書に関する広告
広告の制作等	○令和7年3月7日（金）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。その後は、広告発行の2週間前までに都度審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○設置箇所が図書館内の工事等、運営の都合上変更になる場合は、事業者と協議の上決定します。

<p>財産の使用許可</p>	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。(媒体によって使用料は変わります。)</p> <p>○全館分の設置スペースを一括して購入していただくため、使用許可に係る使用料についても全館分お支払いいただく必要があります。</p>
<p>その他</p>	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p> <p>○広告掲出期間内に図書館内の工事を実施する可能性があります。工事を実施の場合、一定期間全面休館または部分休館する可能性があります。連続する15日を超えて全面休館する場合、返金対応または広告料を変更させていただきます。</p>

■ 申込み・お問い合わせ先

<p>担当課名</p>	<p>横浜市教育委員会事務局 中央図書館企画運営課</p>
<p>所在地</p>	<p>〒220-0032 横浜市西区老松町1</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-262-7334 / FAX 045-262-0052</p>
<p>Eメール</p>	<p>e-mail ky-libkoukoku@city.yokohama.lg.jp</p>

■施設概要

別紙 1

館名 (設置日)	所在地	上段:電話番号 下段:FAX番号	建物構造	入館者数 令和3年度 令和4年度 令和5年度 (人)	併設施設
中央 H6(1994).2.22	〒220-0032 西区老松町 1	(262)0050 (262)0052	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階地上5階	827,728 830,402 644,178	
鶴見 S55(1980).1.10	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 2-10-7	(502)4416 (504)6635	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 (図書館部分2・3階、地下)	244,621 234,949 228,045	鶴見保育園
神奈川 S62(1987).10.21	〒221-0063 神奈川区立町 20-1	(434)4339 (434)5168	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階 (図書館部分1階)	335,934 302,578 282,131	老人福祉センター「うらしま荘」
中 H1(1989).5.21	〒231-0821 中区本牧原 16-1	(621)6621 (621)6444	鉄筋コンクリート造2階	234,481 229,567 221,225	本牧地区センター、知的障害者通所更生施設「オリブ工房」
南 H4(1992).12.2	〒232-0067 南区弘明寺町 265-1	(715)7200 (715)7271	鉄筋コンクリート造4階 (図書館部分2・3階)	292,006 277,599 261,877	弘明寺公園プール、自転車駐輪場
港南 S62(1987).1.21	〒234-0056 港南区野庭町 125	(841)5577 (841)5725	鉄筋コンクリート造2階	178,513 177,157 170,076	
保土ヶ谷 S57(1982).5.7	〒240-0006 保土ヶ谷区星川 1-2-1	(333)1336 (335)0421	鉄筋コンクリート造3階 (図書館部分2・3階)	306,899 306,813 297,965	保土ヶ谷公会堂
旭 S61(1986).5.14	〒241-0005 旭区白根 4-6-2	(953)1166 (953)1179	鉄筋コンクリート造2階	228,481 222,929 207,841	
磯子 S49(1974).10.6	〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1	(753)2864 (750)2528	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階地上7階 (図書館部分地下1階)	324,977 322,059 319,375	磯子区役所、磯子公会堂 区庁舎
金沢 S55(1980).5.15	〒236-0021 金沢区泥亀 2-14-5	(784)5861 (781)2521	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階 (図書館部分1・2階)	373,525 353,810 357,900	金沢地区センター
港北 S55(1980).8.27	〒222-0011 港北区菊名 6-18-10	(421)1211 (431)5212	鉄筋コンクリート造3階 (図書館部分1・2階)	459,649 432,279 403,056	菊名地区センター

次頁あり

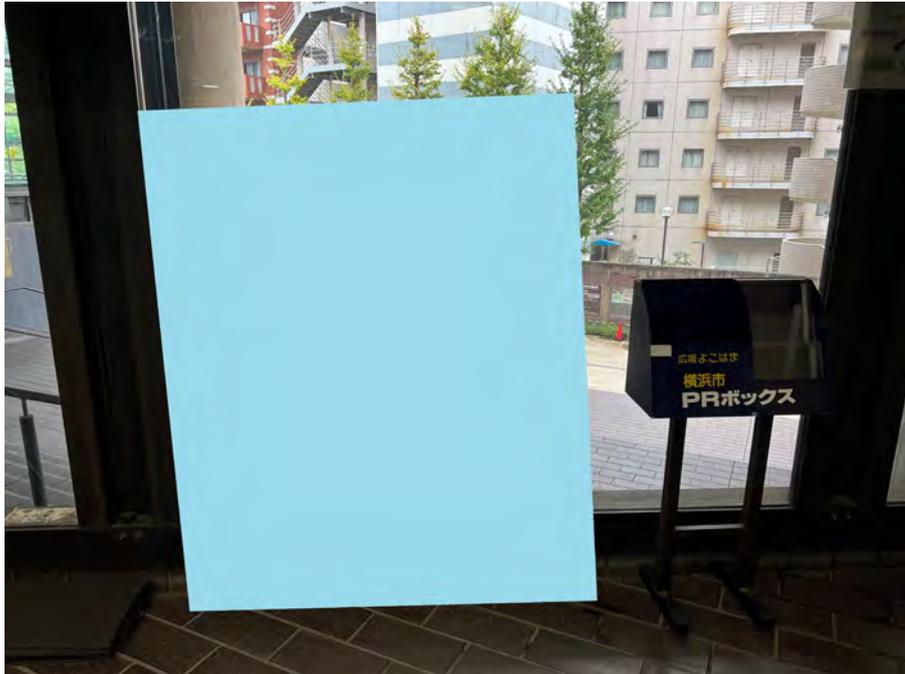
緑 H7(1995).5.9	〒226-0025 緑区十日市場町 825-1	(985)6331 (985)6333	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 (図書館部分1階、地下)	345,628 345,611 333,584	老人福祉センター「緑ほのぼ の荘」、十日市場地域ケア プラザ*
山内 S52(1977).4.12	〒225-0011 青葉区あざみ野 2- 3-2	(901)1225 (902)4492	鉄筋コンクリート造3階 (図書館部分2階)	451,646 440,252 428,626	山内地区センター
都筑 H7(1995).4.25	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948)2424 (948)2432	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階 (図書館部分1階)	783,261 751,116 734,736	都筑区役所、都筑公会堂 区、北部児童相談所
戸塚 S53(1978).11.1	〒244-0003 戸塚区戸塚町 127	(862)9411 (871)6695	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 (図書館部分1・2階、地 下)	576,310 551,737 514,338	戸塚地区センター、戸塚公会 堂
栄 H1(1989).3.14	〒247-0014 栄区公田町 634-9	(891)2801 (891)2803	鉄筋コンクリート造2階	292,162 265,745 249,797	
泉 H1(1989).2.22	〒245-0016 泉区和泉町 6207-5	(801)2251 (801)2256	鉄筋コンクリート造2階	213,581 205,331 190,058	
瀬谷 S60(1985).1.17	〒246-0015 瀬谷区本郷 3-22-1	(301)7911 (302)3655	鉄筋コンクリート造2階 (一部中2階)	161,137 146,211 142,490	

中央図書館

1 階

図書館入口

風除室内



鶴見図書館

1 階

エレベーター正面



神奈川図書館

1 階ロビー

図書館入口手前



中図書館

1階

正面ホール

図書館入口



南図書館

1階

図書館入口

風除室内



港南図書館

1階

図書館入口

風除室内



保土ヶ谷図書館

2階

カウンター手前

3階への階段付近



旭図書館

1階

グラウンド側入り口

風除室内



磯子図書館

地下1階

エレベーター側入り口付近



金沢図書館

1階

エントランス



港北図書館

2階

雑誌・新聞コーナー
付近



緑図書館

1階

図書館入口



山内図書館

1階

正面入り口付近



都筑図書館

1階

図書館入り口



戸塚図書館

1階

ティーンズコーナー横



栄図書館

1階

図書館入り口付近

階段横



泉図書館

2階

雑誌・新聞コーナー
付近



瀬谷図書館

1階

正面入り口

風除室内



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	横浜市立図書館館内での広告事業		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）